

(仮称)はんざんモール

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月1日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成29年8月25日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)はんざんモール
丸亀市飯山町西坂元24番地1外

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- ・排水等による水路への流入に問題が発生した場合は、早急な対応を行うこと。
- ・営業時間中、特に深夜において騒音問題が発生しないように配慮するとともに、隣接者から苦情等が発生した場合は真摯な対応に努めること。
- ・地元雇用の確保に努めること。
- ・施設建設中は地域住民の生活に配慮すること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成30年2月1日から同年3月1日まで